

# 改正著作権法施行までに出版社がすべきこと

## 【1頁より】

しにしようとする考えがある。しかしこれは、あくまで当座しのぎの策に過ぎないと思われる。第一号出版権と第二号出版権を一体的に著者との間で契約を交わし、CD-ROMなどのパッケージ系電子出版物とオンライン系電子出版物を積極的に出していくことが必要だし、その方が著者や読者の利益になることを強調して契約していく必要がある。

幸い、出版協の会員社は、書協系出版社に比べて、社内のDTP体制は格段に進んでいて、技術力も高い。出版物最終データの自社所有率はほぼ100パーセントに近い。書協系の出版社などでもそうした出版社があるが、おおかたは印刷会社や編集プロダクションに依存した本作りを行っている。したがって、出版物最終データの帰属の問題が常につきまとう。印刷会社は自社の所有物と主張するし、そのように主張できるデータ加工を施している。東京地裁平成13(2001)年7月9日判決は、雑誌製版フィルムの所有権帰属について出版者の主張を退け、印刷所の所有とした。製版フィルムだから出版物最終データは関係ないという向きもあるが、楽観できるものではない。争えば負ける可能性が高い。事前に所有権の帰属や交付の契約をする必要があり、書協はこの教訓を踏まえ、すでに契約書ひな型を準備している。問題は有料交付になったり、データに特殊な加工が施されていて、簡単に転用できない問題が起こる可能性である。

出版協としては、こうしたことを含め、電子化技術、電子化対応についても早急に対策をはかりつもりである。

第四に電子出版物の価格についてである。

2007年、アマゾンはKindleを発売する日まで電子書籍価格を出版社にマル秘にしてきて、お披露目の11月19日に、9ドル99セントと発表した。「居並ぶ出版社上層部は皆一様にだまされたとくやしがった」(ブラッド・ストーン著『ジェフ・ベゾス 果てなき野望』日経BP社)。「人気書籍の電子が低価格で提供された結果、業界は様変わりした。デジタル有利な戦況となり、その結果、リアル書店は苦しくなり、独立系書店は追いつめられ、市場におけるアマゾンの力は強くなった」(同上)。ペングイン、ランダムハウスなど米英の大手出版6社とアマゾンとのその後の熾烈な戦いは、アマゾンによる大手出版社のカルテル嫌疑での米司法省への告発に至ることはよく知られた話だ。

のことからも分かるように、電子書

籍の価格決定権を出版社が失うと、紙の書籍の売れ行きに大きなマイナスの影響がで、書店も出版社も危機に追い込まれる。力の強い出版社はエージェンシー・モデルで契約可能だが、ほとんどはホールセール・モデルを選ばざるを得ず、価格決定権を奪われてしまう。日本の場合、公正取引委員会は、独禁法は有体物が対象で、オンライン系電子出版物は有体物ではないので、非再販商品としている。そのためアマゾンでエージェンシー・モデル契約をしている出版社は、講談社、小学館、集英社など5社ほどで、他はKADOKAWAなど大手も含めホールセール・モデルを呑まされている。電子書籍で価格決定権を保持するには、紙と電子の出版権を一体的に契約し、エージェンシー・モデルを認めない電子配信業者とは取引をしないなど防衛策を図るとともに、政治の力によってフランスのような電子書籍の価格維持法のような法律を作つて保護してもらう以外に方法はない。

アマゾンはKindleの発売までに10万タイトルをダウンロード可能な状況にすべく、出版社との直取引を推進しアマゾンへの依存率を高めアマゾンの条件を呑ませ、「サーチ・インサイド・ザ・ブック」(なか見!検索)に使うスキャン画像をKindleに流用する方法で、タイトルを獲得していく。日本でも当然行われている。「なか見!検索」に応じている出版社は3桁の数であり、今後、これらの出版社は、特に早急な対応が必要だ。

改正法では、単に第一号出版権しかもたない出版者が、デジタルスキャンによる海賊版対策に対応することができないばかりでなく、第二号出版権を持っていても、グーグルが行っている書籍の全文検索サービスであるGoogle Booksなどが、その準備行為として行っているデジタルスキャン行為の差止め請求を求めるのは難しい。グーグルブックサーチ問題が発生した時の全米出版社協会(AAP)なみの対応はできないのである。これはどうということか。

中川正春議員は、4月4日の衆議院での質問で「電子書籍に対応した出版権の内容として複製権及び公衆送信権が適当であるというふうにされていると私は認識しているんですけども、この形にしないで、複製権を専有させないということに法律ではなっている。この理由を教えてください」。「二号出版権について電磁的記録としての複製権を専有させないとした場合に、公衆送信については差し止め可能であるものの、その前提となる電磁的な複製行為、データのコピー等に對しては対抗できないということになり

まして、海賊版対策としてこれで十分と言えるのか」と質した。政府は二号出版権について電磁的記録としての複製権を専有させる規定がないから、海賊版目的が明白になった複製には公衆送信権違反で対抗すると答弁するに止まった。前記のグーグルなどが公衆送信目的で著作権者や出版権者の許諾を得ないで密かに行っている準備行為を差し止めることは難しいという考え方らしい。であるなら、なおさら予防的にも複製権を専有させる規定が必要ではないのか。改正法はこうした点でもアマゾンやグーグルなどのプラットフォーマーに有利な内容になっている。

アマゾン・ジャパンは出版子会社を使って電子出版権の獲得に組織的にすでに乗り出している。単品別の販売データを持っているアマゾンは長期品切れ本ばかりではなく、アメリカで行われたように、改正法施行以前の出版物の著作権者に売り上げ配分で破格の条件を提案して電子出版権を刈り取っていくことは間違いない。そのうえで、「エブリシング・ストア」として、出版物のダンピング販売によって集客してさまざまな商品を販売していくであろう。著作権者と出版社の信頼関係などで一体的に契約できるなどと改正法審議では語られたが、そんな浪花節が通用するような世界ではない。出版物を企画編集製作しない、単なるデジタルコピー業者によって、日本の出版社が危機的状況に追いつめられ、日本の出版文化が危機を迎えるのはそう遠いことではない。法的保護が充分ではない以上、自衛策を早急に講じる必要があるが、その時間も少ないし、選択肢もきわめて乏しいことを肝に銘じるべきであろう。

現在、出版協会員社が行っているアマゾンのスチューデント・プログラムにからむ自社出版物の出荷拒否は、紙の出版物をめぐる値引き問題であるが、電子書籍の問題とも密接に絡んでいることは言うまでもない。出版社の大半は、長期化する出版不況の中で自分の頭のハエを追うことばかりに追われていて、確かに余裕がない。しかし、事は出版社の存続そのものに関わっているのである。われわれ中小零細出版社は専門的で採算性の取りにくい専門教養書を中心に出版し、学問芸術の伝達と継承の重要な部分を担っている。だからこそわれわれは、我が国の出版文化の存続のために、一段の努力が必要である。問題点は様々あるが、紙数も尽きたので、別の機会にしたい。